

# 平成27年度広島市男女共同参画審議会の進め方について

資料1

## 1 審議会の進め方について

第2次広島市男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）の見直しにあたり、審議会委員の専門的見地からの意見を聴取し、内容を検討するため、広島市男女共同参画審議会規則第8条の規定に基づき基本計画検討部会を設置し、施策の方向性及び計画見直し、素案の審議を行う。計画見直し素案作成後、市議会及び市民からの意見を踏まえ、審議会全体会で計画変更の答申案の審議を行う。

## 2 「基本計画検討部会」の進め方及び部会委員の選任について

第2次基本計画とDV防止基本計画では、その審議分野が異なることから、より効率的な部会運営を行うため、第2次基本計画を審議する「基本計画グループ」とDV防止基本計画を審議する「DV防止計画グループ」を基本計画検討部会内に設け、各審議会委員の選任分野及び性別等を考慮し、各グループに属する部会委員を選任する。

## 3 平成27年度審議会及び部会開催スケジュール

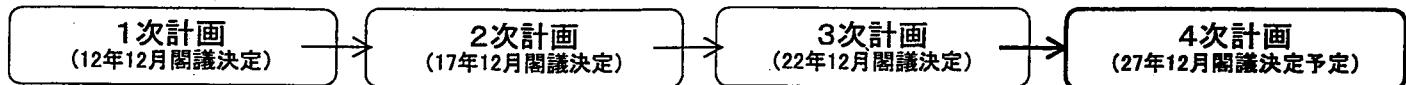
| 年  | 月  | 全体会                                   | 基本計画検討部会                                |                            | 議会、国など   |
|----|----|---------------------------------------|---|----------------------------|--|
|    |    |                                       | 基本計画グループ                                | DV防止計画グループ                 |  |
| 27 | 5  |                                       | ○第1回部会<br>・基本目標1～10<br>見直しの視点、施策の方向性を審議 |                            |  |
|    | 6  |                                       | ○第1回部会<br>・基本目標1～5<br>見直しの視点、施策の方向性を審議  |                            |  |
|    | 7  |                                       | ○第2回部会<br>・基本目標1～10<br>施策の目標(指標)等を審議    |                            | ○市議会<br>・総務委員会で主要事項説明                            |
|    | 8  | (委員改選)                                |   |                            |  |
|    | 9  |                                       | ○第3回部会<br>・第2次基本計画見直し素案審議               | ○第2回部会<br>・DV防止基本計画見直し素案審議 |  |
|    | 10 | ○第1回審議会<br>・計画見直し素案審議<br>・平成26年度の進捗状況 |   |                            |  |
|    | 11 |                                       |   |                            | ○市議会<br>・計画見直し素案報告                               |
|    | 12 |                                       |   |                            | ○市民意見募集<br>●第4次基本計画閣議決定                          |
| 28 | 1  | ○第2回審議会<br>・計画変更答申案審議                 |   |                            |  |
|    | 2  | ○第3回審議会<br>・計画変更答申最終案審議               |   |                            |  |
|    | 3  |                                       |   |                            | ○市長に答申<br>○男女共同参画推進本部会議<br>・計画変更案を説明。<br><計画を変更> |

(注) ○は広島市の第2次基本計画、●は国の第4次基本計画に関するもの。

# 第4次男女共同参画基本計画の策定スケジュール・検討体制

## 1 概要

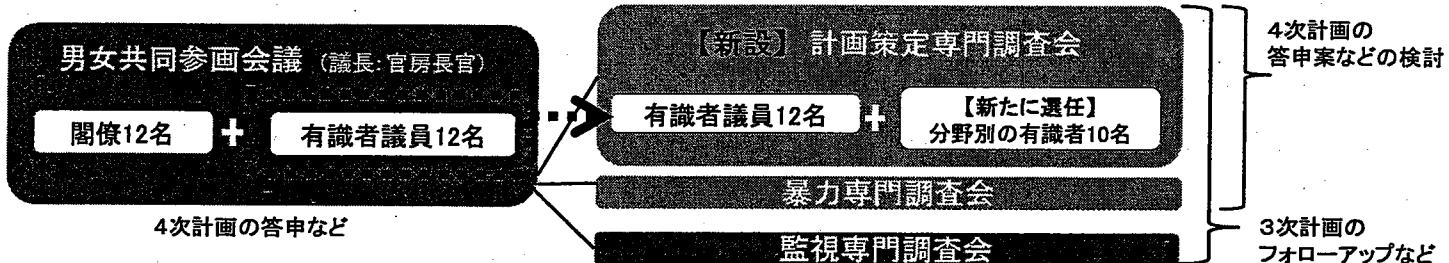
- 現行の3次計画を平成27年12月を目途に改定
- 平成26年10月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、4次計画の策定に向けた「基本的な考え方」を諮問し、検討を開始



## 2 スケジュール

| 《26年度》 | 10月         | ・ 「 <u>基本的な考え方</u> 」諮問                       |
|--------|-------------|--|
|        | 11～1月       | ・ 「3次計画」のフォローアップ                             |
|        | 1月～         | ・ 「 <u>基本的な考え方（素案）</u> 」の検討                  |
| 《27年度》 | 夏頃<br>(調整中) | ・ 「 <u>基本的な考え方（素案）</u> 」の決定                  |
|        | 12月         | ・ 「 <u>基本的な考え方</u> 」答申<br>・ 「4次計画」諮問・答申→閣議決定 |

## 3 検討体制



## 第4次男女共同参画基本計画の構成(案)

3月25日計画策定  
専門調査会資料

| I 基本的な方針                | 【目指すべき社会】【策定方針と構成】等   | 3月25日計画策定<br>専門調査会資料  |
|-------------------------|---|---|
| II あらゆる分野における女性の活躍      | <ul style="list-style-type: none"><li>① 男性中心型労働慣習の変革と女性の活躍</li><li>② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</li><li>③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</li><li>④ 地域・農山漁村・環境分野における男女共同参画の推進</li><li>⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進</li><li>⑥ 生涯を通じた女性の健康支援</li><li>⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶</li><li>⑧ 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</li><li>⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</li><li>⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</li><li>⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</li><li>⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 男性型の働き方等の改革(長時間労働などの働き方改革、家事・育児への参画、人材育成等)</li><li>・ 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣習の見直し(税制、社会保障制度等)</li><li>・ 「30%」達成に向けたロードマップ</li><li>・ 政治・司法・行政・雇用の女性参画 →さらに踏み込んだポジティブ・アクション</li><li>・ その他(地域・農山漁村、科学技術・学術・教育・メディア・防災・復興・医療)</li><li>・ 均等な機会・待遇(セクハラ・マタハラ含む)、非正規・再就職・起業・自営業</li><li>・ M字カーブ解消、働き方改革</li><li>・ 地域の活動(まちづくり・環境・観光・文化)</li><li>・ 農山漁村の意識改革、経済的地位・就業環境</li><li>・ 女性研究者・技術者等の活躍に向けた環境整備</li><li>・ 女子学生・生徒の理工系への進学支援</li><li>・ 生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康(性教育・リプロ含む)、スポーツ</li><li>・ 予防・対応の基盤整備、DV・ストーカー・性犯罪、売買春・人身取引等の対策(子ども含む)</li><li>・ メディアの性・暴力表現、児童ポルノ対策</li><li>・ 就業・生活の安定、ひとり親家庭等への支援(貧困の次世代連鎖防止を含む)、子ども・若者の自立支援</li><li>・ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li><li>・ 子育て・介護支援制度</li><li>・ 中立的な社会制度(税制、社会保障制度、家族法制等)</li><li>・ 国民的広がりを持った広報・啓発、男女共同参画等の教育・学習</li><li>・ 女性の人権を尊重したメディアの表現、行政機関の表現</li><li>・ 各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映</li><li>・ 防災・復興の現場の男女共同参画、国際的な防災協力</li><li>・ 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li><li>・ 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li><li>・ 國内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策決定・予算編成等の推進</li><li>・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援</li></ul> |
| III 安全・安心な暮らしの実現        |   |   |
| IV 男女共同参画社会の実現に向けた基礎の整備 |   |   |
| V 推進体制の整備・強化            |   |   |

## (参考) 3次計画と4次計画との構成の違いについて

### <3次計画>

#### 第1部 基本的な方針

#### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### 第3部 推進体制

##### <考え方>

- 目的を異にする計画分野が混在しており、計画全体のターゲットが分かりにくいことから、目的別の大分類となる3本柱を設定
- 計画の施策が広範にわたり、特に注力すべき重点項目が分かりにくうことから、重要なステークホルダーとなる「男性」の視点を計画全体にわたる横断的視点に位置付けるとともに、「防災・復興」の独立、推進体制への「地域の推進基盤づくり」の追加などを実施

### <4次計画>(たたき台)

#### I 基本的考え方

#### II あらゆる分野における女性の活躍推進

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
※各分野に散らばっていた女性の参画拡大のための取組を統合
- 男女の雇用等における均等な機会と待遇の確保、仕事と生活の調和  
※旧第4分野(雇用)及び旧第5分野(仕事と生活の調和)を統合
- 地域、農山漁村における男女共同参画の推進  
※旧第6分野(農山漁村)及び旧第14分野(地域・防災・環境)の一部を統合
- 科学技術・学術における男女共同参画の推進

#### III 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築

- 男女共同参画の視点に立った社会制度等の構築 ※子育て介護支援含む
- 男女共同参画の推進に向けた国民の理解の促進 ※メディア含む
- 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立  
※旧第14分野(地域・防災・環境)のうち防災部分を独立
- 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

#### IV 女性の安全・安心の確保

- 生涯を通じた女性の健康支援
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備  
※旧第7分野(貧困等生活上の困難)と旧第8分野(高齢者・障害者・外国人等)を統合

#### V 推進体制の強化

※ジェンダー統計、予算編成・立法過程、地域の推進体制等を追加

## 第2次広島市男女共同参画基本計画と他の関連計画との関連

| 第2次広島市男女共同参画基本計画           |   |
|----------------------------|---|
| 基本目標                       | 基本施策  |
| ① 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大   | 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大<br>2 市の関係団体における方針決定過程への女性の参画の促進<br>3 政策・方針決定過程の透明性の確保   |
|                            | 2, 4-3,<br>5-1, 6-3,<br>10-5,<br>11-1   |
|                            | 2   |
| ② 男女の人権を尊重する市民意識の醸成        | 1 人権教育・生涯学習の充実<br>2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進<br>3 メディアにおける男女の人権尊重の促進  |
|                            | 10-3<br>9-2,<br>10-1・4  |
|                            | 10-4・5  |
| ③ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進     | 1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進<br>2 男性の家庭生活への参画の促進<br>3 男性の地域活動への参画の促進<br>4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実<br>5 子どもの頃からの性や健康に関する正しい理解の促進      |
|                            | 10-2<br>3-1<br>3-1<br>10-3<br>6-1   |
|                            | 3-2   |
|                            | 3-4   |
|                            | 4-3・4-5   |
| ④ 働く場における男女共同参画の推進         | 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保<br>2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進<br>3 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進<br>4 科学技術・学術分野及び医療分野における男女共同参画の推進               |
|                            | 5   |
|                            | 4-1   |
|                            | 4-1・2   |
| ⑤ 地域における男女共同参画の推進          | 1 防災や観光、環境などの分野における男女共同参画の推進<br>2 地域活動における男女共同参画の促進<br>3 地域における男女共同参画推進の基盤づくり   |
|                            | 4-5, 11<br>4-2  |
|                            | 1 ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進<br>2 子育て支援策の充実<br>3 介護支援策の充実<br>4 仕事と子育て、介護の調和に向けた就労環境の整備   |
|                            | 3-1<br>9-1<br>9-1<br>3  |
| ⑦ 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 | 1 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備<br>2 外国人市民に対する支援の充実<br>3 ひとり親家庭に対する支援の充実<br>4 貧困など様々な困難を抱える人への対応  |
|                            | 8-2<br>8-2<br>8-1<br>8-1  |
|                            | 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための認識の徹底と対応<br>2 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充実<br>3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実<br>4 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進 |
|                            | 7-1<br>7-2<br>7-8<br>7-4・5・6  |
| ⑨ 生涯を通じた健康支援               | 1 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進<br>2 性と生殖に関する健康と権利の浸透<br>3 健康を軽かす問題についての対策の推進   |
|                            | 6-1<br>6-1・2<br>6-1   |
|                            | 12-1  |
| ⑩ 平和の発信と国際理解・国際協力の推進       | 2 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進   |
|                            | 12-2  |

| 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(国)       |   |
|---------------------------------------|---|
| 重点分野                                  | 施策の基本的方向  |
| 1 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍                  |   |
| 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大                 |   |
| 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和           | 1 M字カーブ問題の解消に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現<br>2 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進<br>3 非正規雇用労働者の待遇改善、正社員への転換支援<br>4 多様な生き方、働き方を可能にするための支援<br>5 実質的な男女平等や女性の能力発揮を促す環境整備                  |
| 4 地域、農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進           | 1 地域活動における男女共同参画の推進<br>2 地方創生における女性の活躍促進<br>3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大<br>4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革<br>5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進                             |
| 5 科学技術・学術における男女共同参画の推進                | 1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大<br>2 女性研究者が働き続けやすい研究環境の整備<br>3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成   |
| 6 生涯を通じた女性の健康支援                       | 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援<br>2 妊娠・出産等に関する健康支援<br>3 医療分野における女性の参画の拡大<br>4 スポーツ分野における男女共同参画の推進<br>5 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり<br>6 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進<br>7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | 1 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援<br>2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備  |
| 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備               | 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し<br>2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実   |
| 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進             | 1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開<br>2 男性における男女共同参画の理解の促進<br>3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実<br>4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等<br>5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大        |
| 11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立            | 1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進<br>2 復興における男女共同参画の推進<br>3 國際的な防災協力における男女共同参画   |
| 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献               | 1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応<br>2 男女共同参画に関する分野における国際的リーダーシップの発揮   |

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るために、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

## 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
  - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
  - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
  - 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

## 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができる(任意)。

## その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の时限立法。